

「地上デジタル放送受信のための支援」

～地上デジタル放送受信機器購入等の支援～

Q & A

目 次

1. 受信機器購入等の支援とは（制度全般）	1
問 1 受信機器購入等の支援とは、どのような支援ですか？	1
問 2 なぜ今回の支援が必要なのですか？	1
問 3 具体的には、だれが支援の対象となるのですか？	2
問 4 支援の対象を「NHKの放送受信料全額免除世帯」としてありますが、なぜですか？	2
問 5 支援の案内は、どのように行われますか？	3
問 6 いつから申込みは始まりますか？	4
問 7 簡易なチューナーの配付は、いつからですか？（支援の開始時期について）	4
問 8 申込みの受付窓口、連絡先を教えてください。	4
問 9 特に気をつけた方がよい点等がありますか？	5
問 1 0 支援はいつまで受け付ける予定ですか？（支援の期間）	6
2. 支援の内容について	7
問 1 1 どのような支援が受けられるのですか？（支援の具体的な内容）	7
問 1 2 世帯に複数のテレビがある場合は、複数台分の簡易なチューナーをもらえますか？	7
問 1 3 もらえる簡易なチューナーは選べるのですか？	8
問 1 4 地上デジタル放送対応のチューナーやデジタルテレビを自分で購入した場合、領収書等で清算してもらえますか？	8
問 1 5 対象世帯につき1台のテレビで地上デジタル放送が視聴できるように支援するとのことですが、その場合の世帯とはどのような範囲ですか？住所が同じであれば、同一世帯と考えるのですか？	8
問 1 6 地上デジタル放送対応のテレビを持っていますが、アンテナが対応していないため、地上アナログ放送を視聴しています。アンテナのみの改修はしてもらえますか？	8
問 1 7 簡易なチューナーが届いた後に、アンテナの改修等が必要と分かった場合は支援してもらえますか？	9

- 問 1 8 戸別アンテナ、ケーブルテレビ及び共同受信施設での受信を選択できる場合は、どの受信方法で支援を受けられますか？ 9
- 問 1 9 共同受信施設を地上デジタル放送対応に改修するための経費への支援があるとのことですが、具体的にはどうすれば良いのですか？ 10
- 問 2 0 共同受信施設の改修への支援は、いつからの改修が対象になりますか？ 10
- 問 2 1 アパートの共同アンテナの改修がまだ終わっていません。アンテナ改修も支援の対象となると聞きましたが、この場合、どのように申し込んだら良いですか？ 11
- 問 2 2 この支援以外に総務省では共同受信施設等に対する支援を行っていると聞きました。どのような支援を行っているのでしょうか？ 12
- 問 2 3 共同受信施設（共聴施設）の改修等に対する支援があると聞きました。両方の支援は受けられますか。受けられるとしたらどのような手続を取ればよいのでしょうか。 13
- 問 2 4 共同受信施設の設置者（管理者）には、諸事情により協力をお願いすることができません。支援は受けられないのでしょうか？ 14
- 問 2 5 ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴する場合の支援について教えてください。 15
- 問 2 6 現在利用しているアンテナで地上デジタル放送を視聴できないため、ケーブルテレビへ加入したいと考えています。この場合、どのように申し込んだら良いですか？ 15
- 問 2 7 トランスモジュレーション方式のケーブルテレビの場合、簡易チューナーでは対応できないので、セットトップボックス（STB）の支援を受けられますか？ 16
- 問 2 8 地上アナログ放送の停波までは地上アナログ放送を視聴したいのですが、地上デジタル放送と地上アナログ放送の両方を視聴できるようにしてもらえますか？ 16
- 問 2 9 現在、地上アナログ放送で視聴できる局以外の局の番組も視聴できるように支援してもらえないですか？ 17

3. 支援の考え方 18

- 問 3 0 いつの時点でNHKの放送受信料全額免除世帯であれば支援を受けられますか？ 18
- 問 3 1 学校や社会福祉事業施設もNHKの放送受信料が全額免除となりますが、今回の支援の対象から外れているのはなぜですか？ 18

問 3 2	NHKの放送受信料免除対象が拡大した場合、支援対象世帯も拡大されるのですか？	19
問 3 3	NHKの放送受信料免除を受けられるにもかかわらず、免除を受けずに放送受信料を支払っている世帯は、支援を受けられないのですか？	19
問 3 4	これまでアナログ放送を視聴していない世帯は、支援を受けられないのですか？	19
問 3 5	アナログテレビが壊れてしまいました。この支援は全く受けられないのでしょうか？	20
問 3 6	支援の申込時点で中継局未対応によりデジタル放送が受信できない場合には、この支援を受けられないのですか？	20
問 3 7	引越しをした場合には、再度支援を受けられますか？	20
問 3 8	この支援を受けた後に、生活保護ではなくなった場合、市町村民税が非課税でなくなった場合（障害者の世帯）や社会福祉事業施設から出た場合などは、簡易なチューナー等は返却しなければならないのでしょうか？	21
問 3 9	この支援を受けた後に、自分で地上デジタル放送対応のテレビを購入して、簡易なチューナーが不要になりました。捨てるか、欲しい人に譲っても良いですか？	21
問 4 0	NHKとの放送受信契約を支援の条件とするのは、NHKにとっては、契約率が向上する等のメリットがあり、NHKを過度に優遇する意図があるのではないですか？	22
問 4 1	申込みによるのではなく、対象者全員に簡易なチューナーを配ればよいのではないですか？	22
問 4 2	簡易なチューナーではなく、地上デジタル放送対応のテレビを給付すべきではないですか？	23
問 4 3	260万世帯への簡易なチューナーの設置やアンテナの改修等は、平成23年7月までに間に合いますか？	23
問 4 4	地方公共団体独自での支援がありますが、重複して支援を受けられますか？	23
問 4 5	海外でも同様の施策が行われていますか？	24
問 4 6	アメリカでは政府から給付されたクーポンを使い電気店でチューナーを購入する方式とのことですが、なぜ日本では、クーポン給付にできなかったのですか？	24

問 4 7	この支援の実施に当たって、地方公共団体の負担が重くなるのではない ですか？	25
4. 支援方法について		26
問 4 8	この支援は具体的にどのようなに行うのですか？	26
問 4 9	受付を開始した場合には、申込書が自宅に送られてくるのですか？	26
問 5 0	この支援の申込手続はどうすれば良いですか？ 申込用紙はどこで手に入 りますか？	27
問 5 1	この支援に関するパンフレット等は日本語版のみですか？ 外国語版はあ りますか？	27
問 5 2	簡易なチューナーの配布はどのような方法で行うのですか？	28
問 5 3	簡易なチューナーの設置やアンテナ工事は誰が行うのですか？	28
問 5 4	支援後に無償給付した簡易なチューナーが故障した場合は、どのように 対応するのですか？	28
問 5 5	将来的に地上デジタル放送対応テレビの購入などにより、給付された簡 易なチューナーが不要になった場合にはどうすれば良いですか？ 各自で 廃棄しても問題ないですか？	29
問 5 6	賃貸アパート入居者のアンテナ改修については、どのように対応するの ですか？	29
5. 「総務省 地デジチューナー支援実施センター」に関して		
問 5 7	この支援の実施主体となる「総務省 地デジチューナー支援実施センタ ー」とは、どのような機関ですか？ また、どのように選定したのです か？	30
問 5 8	生活保護世帯、市町村民税非課税の障害者世帯等の個人情報保護を確保 する必要があると思いますが、どのような体制整備が予定されています か？	31
6. チューナーについて		32
問 5 9	簡易なチューナーとは何ですか？	32
問 6 0	簡易なチューナーの調達は、公正に実施できるのですか？	32
問 6 1	簡易なチューナーの仕様は誰がどのように決めたのですか？	33
問 6 2	ビデオ入力端子のない古いテレビの場合でも簡易なチューナーは使えま すか？	33
問 6 3	簡易なチューナー等が不正に転売された場合の対応については、どのよ うに考えていますか？	33
(参考) 本支援に関するお問い合わせ先		34

1. 受信機器購入等の支援とは（制度全般）

問1 受信機器購入等の支援とは、どのような支援ですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できない世帯、具体的には、日本放送協会（NHK）の放送受信料が全額免除となる世帯に対して、必要最低限の支援を行うこととしています。

必要最低限の支援とは、アナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等です。

その具体的な支援の内容としては、

- (1) 簡易なチューナーの無償給付
- (2) 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要な世帯に対しては、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の改修
- (3) 共同受信施設を利用して、その施設の改修が必要な場合は、改修経費のうち、支援対象世帯が負担する金額に相当する額を給付
- (4) ケーブルテレビ利用の場合には、デジタル化に伴う一時的な改修経費に相当する額（初期経費）を給付します。

問2 なぜ今回の支援が必要なのですか？

2011年7月までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）が終了することから、それまでに皆さまのテレビを地上デジタル放送対応にかえていただく必要があります。

地上デジタル放送を視聴するためには、

- (1) 地上デジタル放送対応テレビに買いかえる
- (2) お手持ちのアナログテレビに、地上デジタル放送対応チューナーをつなげるなどの対応が必要になります。

総務省では、地上デジタル放送への移行に際して、経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できない世帯に対しては、必要最低限の支援が必要であるとの考えから、今回の支援を行うこととしました。

問3 具体的には、だれが支援の対象となるのですか？

この支援は、地上デジタル放送への移行に際して、経済的な理由でその対応が困難な方に対して、必要最低限の支援を行うものです。この「経済的な理由でその対応が困難な方」として対象とするのは、

- (1) 生活保護受給世帯などの公的扶助受給世帯
 - (2) 障害をお持ちの方がいらっしゃる世帯でかつその世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯
 - (3) 社会福祉事業施設に入所されていて自らテレビを持ち込んでいる世帯
- であって、NHKの放送受信料が全額免除となる世帯です。

したがって、NHKと放送受信契約を結んでいて、上記(1)～(3)の条件に基づき放送受信料の全額免除を受けていることが支援の要件となります。

また、この支援は 現在地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯に対して行う支援です。

したがって、ご自身で地上デジタル放送に対応したテレビを購入したり、アンテナの改修等を行うなどして、既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯は対象外となります。

NHKの放送受信料の全額免除を受けていない世帯で、NHKの放送受信料の全額免除の条件に該当する世帯については、早めに放送受信料の全額免除申請をお願いします。

放送受信料全額免除に該当するかどうか分からないときは、NHKの放送受信料の窓口でご確認下さい。

※災害被災を理由として放送受信料の全額免除を受けている場合は、全額免除の趣旨が異なることから、今回の支援の対象とはしませんのでご注意下さい。

問4 支援の対象を「NHKの放送受信料全額免除世帯」としていますが、なぜですか？

この支援は、地上デジタル放送への移行に対する対応が困難な世帯に対して支援を行い、地上デジタル放送への移行を確実なものとするためのものです。

支援対象である「地上デジタル放送への移行に対する対応が困難な世帯」とは、

- ①経済的理由（所得・保有資産）により困難である世帯に加え、
- ②地上デジタル放送への移行を確実なものとする観点から、①と同程度に地上デジタル放送への対応が困難な世帯

とすることが適当と考えています。

また、放送制度という観点から、あまねく日本全国において受信できるようにすることとされているNHKにおいて定めている「NHKの放送受信料全額免除世帯」と整合性を考慮することが適当です。

以上のことから、支援の対象を「NHKの放送受信料全額免除世帯」としています。

問5 支援の案内は、どのように行われますか？

具体的な支援の情報提供は、支援対象となる方と日常的に接点を持つ機関など通じて行っていくこととしています。

平成21年8月末時点で既にNHKの放送受信料全額免除を受けている世帯に対しては、この支援の申込み受付開始日である平成21年10月1日を目途にNHKから案内が行くこととしています。

また、NHKと放送受信契約が未契約であったり、放送受信料の全額免除を受けていない世帯に対しては、この支援の申込み受付開始日である平成21年10月1日以降、

(1) 生活保護受給世帯に対しては、各地方公共団体の福祉事務所を通じて

(2) 障害をお持ちの方がいらっしゃる世帯に対しては、各地方公共団体の関係機関や障がい者団体を通じて

(3) 社会福祉事業施設へ入所されている方に対しては、各地方公共団体や施設の団体等を通じて

行うほか、テレビ、各地方公共団体の広報紙、地上デジタル放送関連の説明会やイベント等を通じて幅広く情報提供を行うこととしています。

なお、個別の対象世帯への直接のお知らせは、支援対象となる個々の世帯の把握が困難であることから、平成21年8月末時点で既にNHKの放送受信料の全額免除を受けている世帯に対してNHKからお知らせする場を除外し、行いません。

問6 いつから申込みは始まりますか？

H21年度分の申込み受付は、平成21年10月1日（木）から開始し、平成21年12月28日（月）まで（当日消印有効）としています。

平成21年12月29日（火）以降に到着した支援の申込みについては、総務省 地デジチューナー支援実施センターにおいて待機リストに掲載し、平成21年度内の支援が可能と判断した分については平成21年度内に支援を行うこととしています。平成21年度内の支援が困難と判断した分については、その旨を当該申込者に通知するとともに平成22年度における支援の希望の有無を確認させていただきます。平成22年度における支援を希望される分については、平成22年度において支援の可否を決定することとしています。

問7 簡易なチューナーの配付は、いつからですか？（支援の開始時期について）

平成21年10月1日以降に申込みをいただきますので、支援が決定した順に10月下旬以降、順次開始する予定です。

ただし、支援を受ける世帯のお住まいの地域で地上デジタル放送が開始されている必要がありますので、まだ地上デジタル放送が開始していない場合等はその開始を待つて支援をさせていただきますこととなります。

問8 申込みの受付窓口、連絡先を教えてください。

支援の申込みの受付や電話相談等は、総務省 地デジチューナー支援実施センターが担当します。

お問合せ、ご相談は下記の連絡先までお願いします。

□総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 FAX：044-966-8719

IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は 044-969-5425

（平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時）

問9 特に気をつけた方がよい点等がありますか？

(1) 支援の要件について

この支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、放送受信料の全額免除を受けていることが必要です。NHKの放送受信料の全額免除の条件に該当する世帯であって、未だその手続をしていない世帯については、事前に契約手続などを進めいただくことをお願いいたします。(関連：問3)

(2) 支援の内容について

原則として、支援は現物給付とします。ご自身で購入したチューナーやアンテナ等の清算はできません。(関連：問14)

(3) 共同受信施設等の場合の注意

共同受信施設やケーブルテレビを利用して地上アナログ放送を視聴している場合で、その施設のデジタル化のための改修が必要な場合には、全体の改修経費のうち支援対象となる世帯が負担する分の経費を支援の対象とします。(関連：問15)

この改修経費への支援は、その施設の設置者(管理者)の協力をいただくことが原則となりますので、その施設の設置者(管理者)の了解を得るようにしてください。

(関連：問19、24)

その上で、請求書又は領収書、工事の实在が確認できる資料、積算内訳などの工事関係書類や証拠書類が必要となりますので、これらの書類は必ず保管しておいてください。(関連：問19、20)

(4) 地上デジタル放送が開始していない地域への支援

地上デジタル放送が始まっていない地域の世帯に対しては、地上デジタル放送開始後に支援を行うこととなります。地上デジタル放送が開始されているかについてご確認ください。(※)(関連：問7)

(※) 地上デジタル放送の視聴可能エリアについては、社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)のホームページ(<http://www.dpa.or.jp/>)で、郵便番号や住所で確認できます。ホームページにあるエリアマップは地上デジタル放送が視聴できることを保証するものではなく、視聴できるかどうかの目安としています。

問10 支援はいつまで受け付ける予定ですか？（支援の期間）

平成21年から平成23年7月の地上アナログ放送の終了までを予定しており、平成21年度分については実際の工事期間を考えて、平成21年10月1日（木）から平成21年12月28日（月）まで（当日消印有効）としています。

なお、平成23年になると地上アナログ放送の終了時期が間近となり、支援の申込みが殺到することが予想され、この支援に関するアンテナの改修等の工事が地上アナログ放送終了時期までに間に合わなくなるおそれがありますので、早めの申込みをお願いします。

2. 支援の内容について

問11 どのような支援が受けられるのですか？（支援の具体的な内容）

この支援は、現在、地上アナログ放送を視聴している世帯が、地上デジタル放送に移行するために必要最低限の支援を行うものです。

具体的には、お手持ちのアナログテレビにつなぐことで地上デジタル放送を視聴できるようになる「簡易なチューナー」を無償で給付します。また、必要な場合にはアンテナの改修等も行います。

簡易なチューナーについては、配送を希望される場合を除き、基本的には、支援対象世帯に訪問して、設置させていただきます。

アンテナの改修等については、受信環境によって支援する内容が異なりますが、原則として、既存の受信設備を引き継ぐこととします。したがって、現在アンテナで受信している場合には、アンテナの改修が基本となります。具体的には、

- ① 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償で給付するか、アンテナ等を無償で改修
 - ② 共同受信施設を利用している世帯については、その共同受信施設の改修費用のうち、支援を受ける世帯が負担する金額に相当する額を給付
 - ③ ケーブルテレビを利用している世帯については、そのケーブルテレビのデジタル化に伴う一時的な改修費(初期費用)に相当する額を給付
- することとしています。

(例外については問18を参照してください。)

問12 世帯に複数のテレビがある場合は、複数台分の簡易なチューナーをもらえますか？

地上デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担で購入することが基本であるとしていますが、この支援は経済的に困窮度が高い世帯等が地上デジタル放送を視聴できるように、例外的に必要な最低限の支援を行うものです。

したがって、自己負担で受信機器等を購入いただく世帯との公平性の観点から、必要最低限の支援として世帯ごとに1台に限って支援を行うこととしています。

問 1 3 もらえる簡易なチューナーは選べるのですか？

簡易なチューナーは、この支援の支援実施機関である総務省 地デジチューナー支援実施センターが調達したものを給付しますので、種類等を選ぶことはできません。

問 1 4 地上デジタル放送対応のチューナーやテレビを自分で購入した場合、領収書等で清算してもらえますか？

この支援は、地上デジタル放送対応のチューナーの給付やアンテナの改修など現物給付を原則(※)としています。

既にご自身で地上デジタル放送対応のチューナーやテレビ等を購入いただいている場合や、アンテナの改修等を自ら行った場合などの清算は行いません。

(※) アンテナ等の代わりに共同受信施設やケーブルテレビを利用して地上アナログ放送を視聴していて、その施設の地上デジタル放送対応に関する改修経費が必要な場合など、特段の場合に限って、現金でお支払いすることとしています。

問 1 5 対象世帯につき 1 台のテレビで地上デジタル放送が視聴できるように支援することですが、その場合の世帯とはどのような範囲ですか？住所が同じであれば、同一世帯と考えるのですか？

この支援の対象とする「世帯」は、NHKとの放送受信契約における世帯を基準としています。具体的には、「住居及び生計をともにする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者」としています。

例えば、ルームシェアを行っている場合等、住所が同じであっても、生計が異なるときは同一世帯とはしていません。

問 1 6 地上デジタル放送対応のテレビを持っていますが、アンテナが対応していないため、地上アナログ放送を視聴しています。アンテナのみの改修はしてもらえますか？

地上デジタル放送を視聴するためにアンテナのみの改修等が必要な場合は、その支援を行います。

問17 簡易なチューナーが届いた後に、アンテナの改修等が必要と分かった場合は支援してもらえますか？

この支援は、一世帯に対して1回のみ支援を行うこととしています。簡易なチューナーをお届けする場合には、支援はチューナー送付のみで良い旨の了解をいただいた上で支援を行っていますので、後日、アンテナの改修等が必要な旨の申し出をいただいても、再度の支援は行いません。

簡易なチューナーの送付のみを希望されて支援を申込む場合には、アンテナの改修等の必要性について、十分ご注意ください。

問18 戸別アンテナ、ケーブルテレビ及び共同受信施設での受信を選択できる場合は、どの受信方法での支援を受けられますか？

複数の受信方法で視聴可能な場合は、原則として、既存の受信設備を引き継ぐこととします。

ただし、既存の受信設備と異なる受信設備を選択する明確かつ合理的な理由（※）がある場合であって、以下①～③の条件を満たす場合には、既存と異なる受信設備による受信も支援の対象とします。

① イ) 請求書（又は領収書）、ロ) 当該年度内に工事が行われる（た）ことを証する書類、ハ) 積算根拠等の書類の提示ができること。

（書類不備の場合は、③の考え方にに基づき、個別対応）

② 支援を受ける世帯が、自ら管理費、月会費等のランニングコストを負担すること（今回の支援は、地上デジタル放送への移行に係る一時的な初期費用（工事費等）のみを対象とし、ケーブルテレビの月会費等の経常的経費は対象としていません）。

③ 支援を受ける世帯の1台のアナログテレビで地上デジタル放送を視聴するために必要最小限の工事の範囲内（BS等が含まれる場合、当該経費は支援対象外）に限ること。

（※）明確かつ合理的な理由の例

- ・ 地域住民の主導により、難視聴解消のための共同受信施設等が設置され、かつ、支援

対象世帯が参加を希望する場合

- ・ 自治体等の主導により、難視聴解消のためにケーブルテレビが導入され、かつ、支援対象世帯が導入を希望する場合 等

上記の明確かつ合理的な理由により、複数の受信設備が選択できる場合には、基本的に支援を受ける世帯自身が選択できることとしています。

必要最低限の支援としていることから、例えば、ケーブルテレビでの受信を選択した場合で、そのケーブルテレビ事業者が、地上デジタル放送のみの「再送信」サービスとBS放送なども含めたサービスの両方を提供している場合には、地上デジタル放送のみの「再送信」サービスの受信に必要な支援を行います。

また、ケーブルテレビでの受信を選択する場合には、初期費用などの一時的に必要な最低限の経費のみを支援の対象としています。月会費などの経常的に必要となる経費については支援の対象としていませんので、その点を承諾の上で選択してください。(問25を参照して下さい。)

問19 共同受信施設を地上デジタル放送対応に改修するための経費への支援があるとのことですが、具体的にはどうすれば良いのですか？

この支援の対象となる世帯が、共同受信施設等を利用して、地上デジタル放送に対応するため、その施設の改修等が必要な場合、その改修経費のうち、支援対象世帯が負担するデジタル化に対応するための一時的な改修経費を支援することとしています。

この改修経費の支援には、原則として、その共同受信施設の設置者(管理者)の同意と協力を得た上で、その施設の改修経費に係る請求書又は領収書、工事の实在が確認できる資料、積算内訳などの工事関係書類や証拠書類が必要となりますので、それらの書類は、必ず保存しておいてください。

問20 共同受信施設の改修への支援は、いつからの改修が対象になりますか？

この支援は、平成21年の4月以降に行われた共同受信施設の改修を対象としています。具体的には、この支援は平成21年度の事業であることから、平成21年4月1日以降に

着工した改修工事であって、各世帯への改修経費の支払の請求又は支払が平成21年4月24日（改正法の施行日）以降となるものを支援の対象（※）としています。

改修経費への支援に際しては、その施設の改修経費に係る見積書などの工事関係書類や、請求書（または領収書）などが必要となりますので、それらの書類は、必ず保存しておいてください。

（※）支援の対象としているのは、デジタル化への改修のための必要最低限の経費として
いることから、そのための審査・査定を行います。

問21 アパートの共同アンテナの改修がまだ終わっていません。アンテナの改修も支援の対象となると聞きましたが、この場合、どのように申し込んだら良いですか？

アパートや公営住宅などのアンテナについては、基本的に建物所有者（又は管理者）が設置していることから、この支援の対象としていません。したがって、建物所有者（又は管理者）による改修を待って、支援の申込みを行って下さい。（簡易なチューナーを設置・設定するには、お住まいまで地上デジタル放送の電波が届いている必要があります。）

なお、例外的なケースとして、例えば建物所有者（又は管理者）の許可を得た上で、住民同士がお金を出し合って共同アンテナを設置している場合であって、その共同アンテナを地上デジタル放送用に改修することを建物所有者（又は管理者）が重ねて許可するときは、その経費のうち、支援対象世帯の負担分（例：アパート20世帯のうち、1世帯が支援対象世帯であれば、1/20）を支援の対象とします。

また、同様に建物所有者（又は管理者）の許可を得た上で個人でアンテナを設置している場合であって、そのアンテナを地上デジタル放送用に改修することを建物所有者（又は管理者）が重ねて許可するときは、その改修経費を支援の対象とします。（問24参照）

詳しくは、総務省 地デジチューナー支援実施センターへご相談下さい。

□総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 FAX：044-966-8719

IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は 044-969-5425

(平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時)

問22 この支援以外に総務省では共同受信施設等に対する支援を行っていると聞きました。どのような支援を行っているのでしょうか？

総務省では、この支援以外にも、さまざまな地上デジタル放送推進のための取組を行っています。

共同受信施設などに対する支援としては、以下のような制度があります。より詳しい内容などについては、下記の問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

(1) 山間部等でデジタル放送を受信するため、共聴施設を改修又は新設する方（共聴施設の管理者など）に対して、その費用の一部を補助する制度である「辺地共聴施設の改修等の支援」

- ・既存施設の改修の場合 → 補助率 最大1/2
- ・デジタル化に伴う新たな難視地域において施設を新設する場合 → 補助率 最大2/3

【問い合わせ先】

総務省 北海道総合通信局 情報通信部有線放送課 011-709-2311 (内線) 4674
東北総合通信局 放送部有線放送課 022-221-0705
関東総合通信局 放送部有線放送課 (有線共聴) 03-6238-1721
放送部放送課 (無線共聴) 03-6238-1707
信越総合通信局 情報通信部放送課 026-234-9930
北陸総合通信局 情報通信部放送課 076-233-4490
東海総合通信局 デジタル放送受信者支援室 052-971-9319
近畿総合通信局 放送部有線放送課 06-6942-8571
中国総合通信局 放送部有線放送課 082-222-3350
四国総合通信局 情報通信部放送課 089-936-5039
九州総合通信局 放送部有線放送課 (有線共聴) 096-326-7878
放送部放送課 (無線共聴) 096-326-7874
沖縄総合通信事務所 情報通信課 098-865-2307

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/how06_01.html

(2) ビル影等による受信障害に対する「受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援」

- ・既存施設の改修の場合 → 補助率 最大1/2
- ・ケーブルテレビに移行する場合 → 補助率 最大1/2

(※毎月の利用料金は補助の対象外)

- ・施設の新設の場合 → 補助率 最大2/3

【問い合わせ先】総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）

0570-093724

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

(3) 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の支援

- ・既存施設の改修の場合 → 補助率 最大1/2、
- ・有線テレビジョン放送施設に置換する場合 → 補助率 最大1/2

(※毎月の利用料金は補助の対象外)

【問い合わせ先】総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）

0570-093724

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

問23 共同受信施設（共聴施設）の改修等に対する支援があると聞きました。このチューナー支援と、共同受信施設の改修等の支援、両方の支援を同時に受けられますか。受けられるとしたらどのような手続を取ればよいのでしょうか？

支援の対象となる共同受信施設（共聴施設）に、この受信機器購入等の支援の対象世帯がお住まいの場合であれば、基本的には両方の支援を受けることができます。

ただし、共同受信施設等への支援は施設設置者を対象（世帯当たりの改修費用が3万5千円を超える場合にのみ支援の対象となります）とし、この受信機器購入等の支援はNHKの放送受信料全額免除世帯という個々の世帯を対象としていますので、それぞれについて個別に手続きが必要となります。

両方の支援を受けるには、まず、共同受信施設等への支援を先に受ける必要があります。

例えば、ビル陰共同受信施設の改修の場合であれば、10世帯が利用するビル陰共同受信施設の改修に80万円かかるとすると、共同受信施設の設置者に対して国から1/2の40万円の補助を受けられますので、残りの1/2の40万円を10世帯の各世帯で応分に負担いただくこととなります。

その10世帯の中にこの支援の対象となる世帯が1世帯いらっしゃる場合には、その世帯の負担分である4万円について、この受信機器購入等の支援により支援することとなります。

この受信機器購入等の支援の対象世帯が、共同受信施設の世帯負担分についての支援を希望する場合、簡易なチューナーの設置等は、基本的にその施設の改修を待って行う（※）こととなります。

※電波が来ていないとチューナーの設定ができないため。

この支援の流れは、辺地共聴施設に対する支援、受信障害対策共聴施設に対する支援、集合住宅共聴施設のデジタル化改修の支援のいずれの場合でも同様となります。

なお、共同受信施設に係る応分負担の給付に際しては、共同受信施設の改修に関して、見積書や設計書等の提供をお願いすることとなりますので、あらかじめ施設管理者に了解を得るようお願いします。

問24 共同受信施設の設置者（管理者）には、諸事情により協力をお願いすることができません。支援は受けられないのでしょうか？

共同受信施設の改修経費への支援については、原則として、共同受信施設の設置者（管理者）の同意と協力を得ていただく必要があるとしているのは、その施設の改修経費に係る見積書などの工事関係書類の提供等を通じて、工事の妥当性を証明していただく必要があるためです。

しかし、何らかの事情により、設置者（管理者）に対して、この支援に係る協力依頼ができない場合は、領収書やその施設の改修の実態が証明できる書類等（例えば、施設改修のお知らせ等の案内ペーパーなど）があれば、その金額を基本に支援を受けられる場合がありますので、詳しくは総務省 地デジチューナー支援実施センターにご相談下さい。

□総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 F A X：044-966-8719

I P電話などナビダイヤルがつかない方は 044-969-5425

（平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時）

問 2 5 ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴する場合の支援について教えてください。

ケーブルテレビを利用する場合には、現在利用しているケーブルテレビが、デジタル化するために一時的に必要となる必要最低限の経費を支援することとしています。

したがって、月額の利用料など、経常的に必要な経費は支援の対象としていません。

地上デジタル放送への移行に際してケーブルテレビに新たに加入する必要がある場合は、その加入料等の初期費用を支援の対象としています。

なお、ケーブルテレビの場合、基本的には簡易なチューナーがあれば、地上デジタル放送の視聴ができますので、セットトップボックス（STB）は支援の対象としていません。

ただし、当該ケーブルテレビがトランスモジュレーション形式で提供されているなど、簡易なチューナーのみでは地上デジタル放送を視聴できない場合、セットトップボックス（STB）についても、初期費用として支援することとしています。ただし、当該ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴できる必要最低限のセットトップボックス（STB）に限ります。

問 2 6 現在利用しているアンテナで地上デジタル放送を視聴できないため、ケーブルテレビへ加入したいと考えています。この場合、どのように申込んだら良いですか？

これまで地上アナログ放送をアンテナで受信して視聴されていた世帯が、地上デジタル放送への移行に際して、アンテナの改修では対応できない等の明確かつ合理的な理由により、ケーブルテレビでの視聴を希望する場合には、ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴するために一時的に必要となる最低限の経費（※）を支援の対象としています。（問 1 8 を参照してください。）

この場合、基本的には、ケーブルテレビ事業者の承諾を得た上で、支援の申込書に併せて、ケーブルテレビへの加入に係る経費の請求書又は領収書、工事の实在が確認できる資料、積算内訳等を提出していただきます。

具体的な手続については、支援の決定後、改めてお知らせします。

（※）地上デジタル放送のみを視聴できるようにするための加入料や工事費を指します。

月額利用料などの経常的に必要な経費は支援の対象としていません。また、セットトップボックス（STB）については、当該ケーブルテレビがトランスモジュレーション形式で提供しているなど、簡易なチューナーのみでは地上デジタル放送を視聴できない場合、初期費用として支援することとしています。ただし、当該ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴できる必要最低限のセットトップボックス（STB）に限ります。

問27 トランスモジュレーション方式のケーブルテレビの場合、簡易なチューナーでは対応できないので、セットトップボックス（STB）の支援を受けられますか？

この支援では、地上デジタル放送を視聴できるように一時的に必要な最低限の経費を支援することとしています。ケーブルテレビの場合、基本的には簡易なチューナーがあれば、地上デジタル放送のみの視聴はできますので、セットトップボックス（STB）は支援の対象としていません。

ただし、当該ケーブルテレビがトランスモジュレーション形式で提供しているなど、簡易なチューナーでは地上デジタル放送が視聴できない場合、セットトップボックス（STB）についても、初期費用として支援することとしています。ただし、当該ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴できる必要最低限のセットトップボックス（STB）に限ります。

問28 地上アナログ放送の停波までは地上アナログ放送を視聴したいのですが、地上デジタル放送と地上アナログ放送の両方を視聴できるようにしてもらえますか？

この支援は、地上デジタル放送を視聴できるようにするために必要最低限度の支援を行うものです。

したがって、基本的には現在使用しているテレビで地上デジタル放送を視聴できるようにするものですので、地上デジタル放送と地上アナログ放送の両方を視聴できるようにすることまでの支援は行いません。

問 2 9 現在、地上アナログ放送で視聴できる局以外の局の番組も視聴できるように支援してもらえないですか？

この支援は、あくまでも現在視聴できる放送が、地上デジタル放送に移行しても引き続き視聴できるようにするために必要最低限度の支援を行うものです。

したがって、現在視聴している地上アナログ放送の番組と同様の番組を放送する地上デジタル放送を視聴できるようにするための支援であり、これまで地上アナログ放送で視聴できなかった放送に対する支援は行いません。

また、BS放送やCS放送に対しても支援は行いません。

3. 支援の考え方

問30 いつの時点でNHKの放送受信料全額免除世帯であれば支援を受けられますか？

原則として、支援の申込み時点において

(1) 公的扶助受給者（生活保護など）、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者の資格でNHKの放送受信料の全額免除を受けている世帯

であり、

(2) 地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯（テレビ、ビデオ、チューナーなどで地上デジタル放送に対応している機器が1台もない、又はアンテナの改修等が必要であるなど）

を、支援の対象としています。

なお、放送受信料の全額免除を受けているか否かについては、申込みを受けた後にNHKに確認します。確認の結果、全額免除を受けている世帯であれば、支援の対象とします。また、支援の申込時点で全額免除を申請中の世帯、又は支援の申込みと同時に全額免除申請を行っている世帯については、その全額免除申請が認められれば、支援の対象とします。

問31 学校や社会福祉事業施設もNHKの放送受信料が全額免除となりますが、今回の支援の対象から外れているのはなぜですか？

この支援は、周波数の有効利用となる地上デジタル放送への移行を確実なものとするために、経済的な理由で地上デジタル放送移行に対する対応が困難な世帯に対して、例外的に最低限の支援を行うものです。

地方公共団体や民間の施設である学校や社会福祉施設は、居住している世帯ではなく、施設を管理する地方公共団体・事業者の負担で地上デジタル放送の対応を行うものですので、支援の対象としていません。

問32 NHKの放送受信料免除対象が拡大した場合、支援対象世帯も拡大されるのですか？

NHKの放送受信料免除基準とこの支援はその目的が重なる面もありますが、本来それぞれの目的が異なるものであるため、NHKの放送受信料免除基準が拡大したとしても、それに連動して支援対象世帯も拡大するものではありません。

問33 NHKの放送受信料免除を受けられるにもかかわらず、免除を受けずに放送受信料を支払っている世帯は、この支援を受けられないのですか？

この支援の対象をNHKの放送受信料全額免除世帯とするのは、対象者の資格をNHKに確認すれば足りるという事務の簡便性も考慮したものです。

あえて免除を受けていない世帯がこの支援を受けるためには、NHKの放送受信料全額免除基準の要件を満たすことを証する書類を支援申込書に添付させる等の手続を別途用意する必要がありますが、申込手続の複雑化による混乱で、申込者が容易に申請できなくなるおそれがあることや、接点となる地方公共団体等に新たに審査業務等が発生し、地方公共団体等の負担が重くなるおそれがあります。

このことは、事務の簡便性の観点からも適当でなく、NHKの放送受信料全額免除を受けずにこの支援を受けるための手続を用意することは現実的に困難と考えています。

問34 これまで地上アナログ放送を視聴していない世帯は、この支援を受けられないのですか？

この支援は、経済的な理由で地上デジタル放送移行に対する対応が困難な世帯に対して、地上アナログ放送の停波後も引き続きテレビが視聴できるようにするための必要最低限度の支援として、地上デジタル放送へ移行するために必要な改修経費について支援を行うものです。

したがって、これまで地上アナログ放送を視聴していない世帯に対して、支援を行うものではありません。

なお、テレビの故障等により一時的にテレビが視聴できない状態になっているだけであれ

ば、原則として支援の対象とします。

問35 アナログテレビが壊れてしまいました。この支援は全く受けられないのでしょうか？

この支援は、基本的にこれまで地上アナログ放送を視聴していた世帯が、地上デジタル放送移行後も引き続きテレビを視聴できるようにするための支援であるため、「地上アナログ放送をこれまで視聴していた世帯」であることが支援の要件の一つとなります。

テレビが壊れてしまった場合などで修理すれば使える場合、もしくは知人等から代替のアナログテレビを入手できる場合などは、一時的な中断はあっても、これまで地上アナログ放送を視聴していたという事実は存在しますので、この支援の対象とします。

なお、アナログテレビが壊れた場合であっても、地上デジタル放送対応のテレビの給付は行いません。

問36 支援の申込み時点で中継局未対応により地上デジタル放送が受信できない場合には、この支援を受けられないのですか？

支援を希望する世帯のお住まいの地域で、地上デジタル放送が受信できない場合には、簡易なチューナー等の給付等をして、その効用が実現できないため支援は行わず、地上デジタル放送を視聴することができることを確認できた時点以降に、支援を行うこととします。

問37 引越しをした場合には、再度この支援を受けられますか？

自己都合か、やむを得ない事情かを問わず、支援は一つの世帯につき1回のみとしています。したがって、引越した場合に再度の支援は行いません。(地震、台風等の天災時も同様に1回のみとしています。)

問38 この支援を受けた後に、生活保護ではなくなった場合、市町村民税が非課税でなくなった場合（障害者の世帯）や社会福祉事業施設から出た場合などは、簡易なチューナー等は返却しなければならないのでしょうか？

この支援は、支援を申し込まれた時点で生活保護等の理由から「NHKの放送受信料全額免除世帯」である世帯に対して、簡易なチューナー等を無償給付するものです。

したがって、その後に生活保護でなくなった場合等の事情の変化がある場合でも返却する必要はありませんのでそのままお使い下さい。

※簡易なチューナー等は対象世帯に給付したものであって、レンタル（貸与）したものではありません。）

問39 この支援を受けた後に、自分で地上デジタル放送対応のテレビを購入して、簡易なチューナーが不要になりました。捨てるか、欲しい人に譲っても良いですか？

この支援においては、支援の目的から、給付後5年間の処分制限を条件付けていますので、その期間内に不要になった場合には、支援を受けた世帯で使用する以外の処分（廃棄・転売・譲渡・貸与など）を行うことができませんので、支援を受けた世帯で保管して下さい。（制限期間内の不正な処分が判明した場合は、支援が取り消され、処分が課せられる可能性があります。）

ただし、支援後5年が経過した以降は処分制限がなくなりますので、自由に処分していただいても結構です。

なお、支援を受けた方がお亡くなりになったときに、その世帯で引き続きお使いいただくこと、または遺産等相続された方の世帯で、地上デジタル放送を視聴するためにお使いいただくことは問題ありませんが、その他の処分（転売、貸与等）に関しては、上記の5年の処分制限が引き継がれますのでご注意ください。

さらに、社会福祉事業施設入所者の方が退所等される際に不要となり、当該施設に譲渡される場合に限り無償譲渡できますが、譲渡後は前述と同様の処分制限が引き継がれますのでご注意ください。

一方、支援を受けた方が亡くなられ、遺産相続される方がいなかったり、引き継いだ方が不要でどうしても処分したい場合は、総務省 地デジチューナー支援実施センターへ送り返

してください。

お問合せ、ご相談は下記の連絡先までお願いします。

□ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 FAX：044-966-8719

IP電話などナビダイヤルがつかない方は 044-969-5425

(平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時)

問40 NHKとの放送受信契約を支援の条件とするのは、NHKにとっては、契約率が向上する等のメリットがあり、NHKを過度に優遇する意図があるのではないですか？

NHKとの放送受信契約を支援の条件とすることについては、国費による支援を行う以上、放送法上の義務を果たしていることを確認することは、当然の要請であると考えられ、この支援によってNHKを優遇する意図はありません。

また、NHKの契約率が上がるかたちで実質的にNHKに利することになるのではないかとのご意見もありますが、NHKが発表している契約率は、有料受信契約対象数全体に占める実際の有料受信契約数の割合を示しているものであり、この支援を受けるために新たに受信契約を締結し、放送受信料の全額免除を受ける世帯が増加したからといって、NHKの契約率が向上するものではありません。

問41 申込みによるのではなく、対象者全員に簡易なチューナーを配ればよいのではないですか？

生活保護世帯であること、市町村民税非課税の障害者世帯であることといった支援対象世帯の個人情報については、ご本人以外から取得することは極めて困難ですので、ご本人の支援の希望意思を確認するために、申込みにより支援を行うことが適切と考えています。

問42 簡易なチューナーではなく、地上デジタル放送対応のテレビを給付すべきではないですか？

この支援は、地上アナログ放送の終了後も引き続きテレビを視聴できるように、例外的に必要な最低限度の支援を行うものですので、現在視聴しているアナログテレビを用いた上での支援としています。

したがって、自己負担で地上デジタル放送の対応を行う世帯との公平性を考え、簡易なチューナーを給付することよりも高価なものとなる地上デジタル放送対応のテレビを給付することはありません。

問43 260万世帯への簡易なチューナーの設置やアンテナの改修等は、平成23年7月までに間に合いますか？

この支援の実施に当たっては、対象となる世帯の規模（最大で約260万世帯と想定）にかんがみ、支援対象者への周知の徹底や支援の実施について、相当の期間を確保する必要があることは認識しています。

これを踏まえて、この支援を平成21年度から実施し、地上アナログ放送を停波する平成23年度まで受付期間を設けることにより申込みの分散を図り、地上アナログ放送を停波する平成23年7月までに、対象世帯が地上デジタル放送への対応を完了できるよう、全力をあげて取り組んで参ります。

問44 地方公共団体独自の支援がありますが、重複して支援を受けられますか？

この受信機器購入等の支援は、地上アナログ放送終了までに、経済的な理由により地上デジタル放送移行に対する対応が困難な世帯に対する必要最低限の支援です。

したがって、地方公共団体等独自の支援を受けることにより、既に地上デジタル放送が視聴できるようになっている世帯については、この支援の対象としていません。

ただし、現在、地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯については、この支援と地方公共団体独自の支援のいずれかを選んで支援を受けていただくこともできます。

なお、地方公共団体の支援の要件として、この受信機器購入等の支援を受けられる場合には、地方公共団体独自の支援は受けられないとしている地方公共団体もあるようですので、お住まいの地域の地方公共団体が独自の支援策を設けている場合は、詳しくはお住まいの地域の地方公共団体にお問い合わせ下さい。

問45 海外でも同様の施策が行われていますか？

アメリカでは、全ての地上波受信世帯に対してチューナーを補助する40ドルクーポンを1世帯につき2枚まで配布するプログラムが実施されています。

イギリスでは75歳以上の高齢者や障害者を対象とした支援が行われています。

フランスや韓国においても、低所得者層に対する受信設備への支援の方向性が示されています。

問46 アメリカでは、政府から給付されたクーポンを使い電気店でチューナーを購入する方式とのことですが、なぜ、日本ではクーポン給付にしなかったのですか？

諸外国の例を見ると、チューナーの配布方法については、クーポン給付を採用している例があることは承知しています。

この支援についても、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会において検討が行われ、「クーポン給付」の場合は、偽造防止や転売防止に係る対策が必要であるため、「現物給付」することが適当との判断があったものです。

さらに、比較的大規模の発注を行うこととなる現物給付の方が、より低廉なチューナーの調達が期待できるほか、一般のチューナー購入者もその波及効果による市販品の低廉化というメリットを期待できるものと考えられます。

なお、これらの方法以外に、「現金給付」という手法も想定されますが、地上デジタル放送対応機器とは別のものの購入等に充てられる可能性があり、この支援の意義を損なうおそれがあることから適当でないと考えています。

問 4 7 この支援の実施に当たって、地方公共団体の負担が重くなるのではないですか？

この支援の実施に当たって、新たに地方公共団体をお願いしたいと考えているのは、支援対象世帯に対する情報提供に限定しています。

これは、通常の住民サービスとして行っている情報提供に併せて行っていただくこととしており、この支援に伴って過度の負担が生じない範囲で行っていただくこととしています。

4. 支援方法について

問48 この支援は具体的にどのように行うのですか？

この支援は、対象世帯からの申込みにより、支援を実施することとしています。

具体的な業務の流れは次のとおりです。

- (1) 地方公共団体、福祉事務所や障害者団体を通じた周知及び申込書等の配布を行う
- (2) 支援対象となる世帯から、総務省 地デジチューナー支援実施センター宛に郵送で申込みをしていただく
- (3) 申込みを受けた総務省 地デジチューナー支援実施センターは、支援条件であるNHKの放送受信料全額免除世帯であることをNHKに確認して、支援の可否を決定し、申込者にその旨の連絡を行う
- (4) 支援準備が整い次第、総務省 地デジチューナー支援実施センターから委託された工事業者が申込世帯を訪問し、簡易なチューナーの設置・操作説明を行う。また必要に応じて、アンテナの改修等を行う。

問49 受付を開始した場合には、申込書が自宅に送られてくるのですか？

平成21年8月末時点でNHKの放送受信料全額免除を受けている世帯に対しては、平成21年10月1日を目処に、NHKから全額免除証明書とともに支援の申込書を送付されません。

しかし、それ以外の世帯に対しては、総務省 地デジチューナー支援実施センターでは、対象世帯を網羅した名簿を持っているわけではないため、支援を希望される場合には、申込書等を、自ら入手していただくこととなります。

支援を希望される世帯の方は、下記の総務省 地デジチューナー支援実施センターへご連絡いただければ、この支援に関するパンフレットとともに支援の申込書等を送付させていただきます。また、この支援に関するパンフレットや支援の申込書等は、各市区町村及びお近くのNHKの窓口を用意している場合があります。

□ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 FAX：044-966-8719

I P電話などナビダイヤルがつかない方は 044-969-5425

(平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時)

問50 この支援の申込手続はどうすれば良いですか？申込用紙はどこで手に入りますか？

支援の申込書やパンフレット等につきましては、

- (1) お問い合わせに応じて、総務省 地デジチューナー支援実施センターから送付
- (2) 平成21年度8月末時点で既にNHKから放送受信料全額免除の適用を受けている世帯に対しては、この支援の申込み受付開始日である平成21年10月1日を目途にNHKから送付
- (3) 福祉事務所や地方公共団体関係部局、関係機関等に設置し、求めに応じて配布
- (4) 障害者団体や社会福祉施設事業者団体を通じて配布
- (5) 各地のNHK放送局、総務省総合通信局等に設置し、求めに応じて配布することとしています。

上記により入手した支援の申込書に、支援を希望する世帯の代表者の氏名及び住所等について記入した上で、NHKの放送受信料全額免除証明書等と併せて総務省 地デジチューナー支援実施センターに返信用封筒で郵送していただくこととしています。

□ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 FAX：044-966-8719

I P電話などナビダイヤルがつかない方は 044-969-5425

(平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時)

問5 1 この支援に関するパンフレット等は日本語版のみですか？外国語版はありますか？

パンフレットには、日本語版の他に、中国語、ロシア語、英語、ポルトガル語、韓国語、スペイン語版を用意しています。ご希望される場合は、総務省 地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。

□ 総務省 地デジチューナー支援実施センター

電 話：0570-033840 FAX：044-966-8719

IP電話などナビダイヤルがつかない方は 044-969-5425

(平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時)

問5 2 簡易なチューナーの配布はどのような方法で行うのですか？

基本的には、総務省 地デジチューナー支援実施センターから委託された工事業者が申込世帯を訪問し、簡易なチューナーの設置・操作説明を行うこととしています。

ただし、申込世帯がプライバシー等の観点から訪問設置を希望しない場合には、簡易なチューナーを配達し、ご自分で設置いただくこととしています。

問5 3 簡易なチューナーの設置やアンテナ工事は誰が行うのですか？

基本的には、総務省 地デジチューナー支援実施センターが自ら行うか、もしくは、総務省 地デジチューナー支援実施センターから委託された工事業者がお伺いします。

問5 4 支援後に無償給付した簡易なチューナーが故障した場合は、どのように対応するのですか？

自己負担で地上デジタル放送の対応を行う世帯との公平性を考え、改めて修理を必要とす

るような場合の対応については、自己負担でお願いすることとしています。

なお、簡易なチューナーを製造するメーカー等による無償保証（いわゆるメーカー保証）については、支援の開始時期と地上アナログ放送の停波時期を考慮して、3年の保証期間を設けることとしています。

問55 将来、地上デジタル放送対応テレビの購入などにより、給付された簡易なチューナーが不要になった場合にはどうすれば良いですか？各自で廃棄しても問題ないですか？

この支援により給付される簡易なチューナーについては、設置してから5年間は使用していただくこととしています。そのため、不要になった場合でも5年間は保管いただき、転売や貸与などを行うことはできません。

問56 賃貸アパート入居者のアンテナ改修については、どのように対応するのですか？

アパートなど賃貸の集合住宅で、共同アンテナのデジタル化改修を行う場合、その集合住宅の管理者が改修費用を負担することとなるため、個々の入居者に直接の負担が発生することは一般には想定されません。

ただし、賃貸の集合住宅でも、受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設等、共聴組合を設置してアンテナ整備を行っている場合には、デジタル化改修に伴う改修費用の一部を当該組合に入っている各世帯が負担することも想定されます。

このような場合には、この支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を支援することとしています。

5. 「総務省 地デジチューナー支援実施センター」に関して

問57 この支援の実施主体となる「総務省 地デジチューナー支援実施センター」とは、どのような機関ですか？また、どのように選定したのですか？

「総務省 地デジチューナー支援実施センター」とは、この支援を実施するための機関（支援実施法人）であり、公募を通じて選定された株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（NTT-ME）が運営しています。NTT-MEは、この支援に際して「総務省 地デジチューナー支援実施センター」の名称を用いて、支援を実施していくこととしています。

この支援を実施するためには、NHKの放送受信料全額免除世帯からの申込みの受付や電話相談対応、簡易なチューナーの給付等を行うための体制が必要であることから、この支援で求められるこれらの役割が適切に実施できるか等の観点に基づいて作成された公募要領に基づき、応募のあった事業者の中から選定が行われました。（有識者による選考委員会での審査を経て選考が行われました。）

（参考）支援実施法人の 公募期間（平成21年5月13日 総務省・報道発表）

平成21年5月13日（水）～6月2日（火）17時必着

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/13570.html

支援実施法人の決定について（平成21年7月15日（水）総務省・報道発表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000030345.pdf

問58 生活保護世帯、市町村民税非課税の障害者世帯等の個人情報保護を確保する必要があると思いますが、どのような体制整備が予定されていますか？

この支援の対象とするNHKの放送受信料全額免除世帯は、生活保護受給世帯や市町村民税非課税の障害者世帯などであり、個人情報の取扱いに特段の注意が必要と認識しています。

このため、総務省 地デジチューナー支援実施センターを運営するNTT-MEに対しては、個人情報の管理体制について、公募時の条件等で、以下の体制整備が義務付けられています。

- ① 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規程を整備すること
- ② 管理者を常に明確にし、定期的な部内チェック等を行うこと
- ③ 支援事業に関わる（業務委託先等の）関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと
- ④ 支援の申込みに併せてNHKの放送受信契約業務を行う場合は、NHKと支援実施法人との間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守すること
- ⑤ 支援実施法人がプライバシーマークを取得しているか、これに準ずる個人情報保護体制の確保が図られていること
- ⑥ 保有する個人情報又は保有する個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合（支援事業の終了を含む。）には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと

以上のような体制の下で、適正な業務運営と管理を図ることにより個人情報保護が確保されるように努めて参ります。

6. チューナーについて

問59 簡易なチューナーとは何ですか？

給付する簡易なチューナーは、「地デジ完全移行に向けた『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」（平成19年12月。社団法人デジタル放送推進協会）に基づく、地上デジタル放送視聴のための最小限の機能を有するチューナーをいいます。

なお、地上デジタル放送を視聴するためのチューナーですので、BS放送やCS放送は視聴できません。

問60 簡易なチューナーの調達は、公正に実施できるのですか？

チューナーの調達は、総務省 地デジチューナー支援実施センターが行いますが、その調達に当たっては、公正性を確保するため、国が当事者となる契約に準じ、一般競争入札を行っています。

また、この支援における簡易なチューナー調達の競争を通じて、市販チューナーの更なる低廉化を期待する観点から、総務省 地デジチューナー支援実施センターが自ら製造するのではなく、外部調達とするとしています。

総務省 地デジチューナー支援実施センターでは、これを受けて、

- ① 簡易なチューナーの仕様ガイドライン（平成19年12月25日 D p a ・総務省公表）、
- ② 受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の最終報告（平成21年3月17日報告）

等に基づく仕様により、平成21年7月23日～8月12日の日程で一般競争入札による公募を行い、簡易なチューナーを調達する社（(株) バッファロー、(株) アイ・オー・データ機器2社）を選考しました。

問6 1 簡易なチューナーの仕様は誰がどのように決めたのですか？

総務省では、「総務省 地デジチューナー支援実施センター」を選定する公募に際して、調達する簡易なチューナーについて、

- ① 「地デジ完全移行に向けた『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」（平成19年12月。社団法人デジタル放送推進協会）
- ② 総務大臣の諮問機関である情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」から委嘱を受けて専門的観点から検討を行った「施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ」の最終報告（平成21年3月17日）

の双方に沿ったものとするように条件を付しています。

これらを基に、総務省 地デジチューナー支援実施センターでは、仕様の詳細を定め、公募を行いました。

総務省としては、平成22年度以降についても、同様に支援実施法人におけるチューナー調達が適切に行われるよう取り組んでいきます。

問6 2 ビデオ入力端子のない古いテレビの場合でも簡易なチューナーは使えますか？

ビデオ入力端子のないテレビであっても、ビデオデッキが接続されていれば、ビデオデッキを介して、簡易なチューナーの接続は可能です。

また、ビデオデッキのない場合でも、RFコンバーターという機器を介することにより、簡易なチューナーを接続することができますので、必要な場合はそのような機器を含めて支援することとしています。

問6 3 簡易なチューナー等が不正に転売された場合の対応については、どのように考えていますか？

簡易なチューナー等について、転売等の不正行為が発覚した場合には、それらの返還、又は返還不能の場合は実費賠償を求める等の措置をとらせていただくこととしています。

(参考) この支援に関するお問い合わせ先

【支援策全体】

総務省 地デジチューナー支援実施センター

電話：0570-033840

FAX：044-966-8719

☆IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：044-969-5425

(平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時)

【NHKとの契約、放送受信料免除手続】

NHK 視聴者コールセンター

電話：0570-000588

FAX：044-888-4340

☆IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：044-871-8441

(平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後6時)